

明石市立文化博物館高圧機器（一般電灯用変圧器）更新業務特記仕様書

1 業務概要

業務名称 明石市立文化博物館高圧機器（一般電灯用変圧器）更新業務

場 所 明石市上ノ丸2丁目13-1（以下、「現場」という。）

期 間 契約の翌日から、令和5年3月31日（金）まで

概 要 明石市立文化博物館高圧機器（一般電灯用変圧器）の更新

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、業務にあたって要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、業務を行うこと。
- (2) 業務担当技術者は、業務期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当職員に報告すること。
- (4) 業務着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、業務完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 業務期間中は、作業内容の必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 現場での高圧機器の更新作業は以下の日程で実施すること。
令和5年3月6日（月）、13日（月）、20日（月）、27日（月）
具体的な作業時間や手順は施設管理者および電気主任技術者等と調整すること。
- (8) 原則として、現場では日曜日、月曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 業務内容

(1) 業務場所

別添図面による

(2) 工法・施工

- ・モールド（F種）変圧器（1φ100kVA・60Hz・グリーン購入法適合品）の更新 1台
- ・上記に伴う搬入・搬出作業及び適正処分 1式

(3) その他

- ・現場には高圧機器を入替するためのスライドレールの用意がありません。必要があれば、落札者が準備してください。